



宮 崎 県 公 報

平成28年 8 月 8 日 (月曜日) 第 2818 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○県税の期限の延長の期日の指定…………… (税務課) 1	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1	

○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1	
公 告	
○宮崎県情報セキュリティクラウド構築業務に係る企画提案競技の実施…………… (情報政策課) 1	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 2	

告 示

宮崎県告示第 526号

平成28年宮崎県告示第 357号において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が平成28年 4 月14日から平成28年 8 月30日までの間に到来するもの (法人の県民税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに県たばこ税を除く。) について、平成28年 8 月31日とする。

平成28年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 527号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成28年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
細 川 英 雄	医療法人 隆誠会	延岡市	神経内科 ・精神科	平成28年 8 月 1 日
沖 野 哲 也	独立行政法 人国立病院 機構 都城 医療センタ ー	都城市	外科	平成28年 8 月 1 日
児 嶋 ひとみ	宮崎県済生 会 日向病 院	川南町	小児科	平成28年 8 月 1 日
峠 幸 志	藤元総合病 院	都城市	心臓血管 外科	平成28年 8 月 1 日
赤 須 玄	医療法人伸	延岡市	外科	平成28年 8

和会 共立 病院			月 1 日
-------------	--	--	-------

宮崎県告示第 528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
池井病院訪問看護ステー ションひとみ	小林市	訪問看護ステ ーション	平成28年 8 月 1 日

公 告

宮崎県情報セキュリティクラウド構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成28年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 企画提案競技に付する事項
 - 業務名 宮崎県情報セキュリティクラウド構築業務
 - 業務の特質等 宮崎県情報セキュリティクラウド構築業務要求仕様書 (以下「仕様書」という。) による。
 - 契約期間 契約締結の日から平成29年 3 月31日まで
- 企画提案競技に参加する者に必要な要件
 - この企画提案協議に参加しようとする者の満たすべき要件は、平成28年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務、電算業務又はその他のものであり、かつ、この公告の日から企画提案競技終了の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていないものとする。
 - 共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこと。
 - 全ての共同企業体を構成する事業者 (以下「構成員」という。) が、(1)の要件を満たすこと。
 - 代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。
 - 構成員が、単独で、又は別の共同企業体の構成員として、

<p>当企画提案競技に参加していないこと。</p> <p>(3) 平成28年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p> <p>ア 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208</p> <p>イ 申請書類の受付期間 平成28年8月8日（月）から平成28年8月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7045</p> <p>(2) 期間 平成28年8月8日（月）から平成28年9月5日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>4 宮崎県情報セキュリティクラウド構築業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当</p> <p>(2) 交付期間 平成28年8月8日（月）から平成28年9月5日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>5 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法 企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格審査申請書を提出すること。</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当</p> <p>(2) 提出期限 平成28年9月5日（月）午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>6 参加資格の喪失 最優秀提案者の選定までに2の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。</p> <p>7 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当</p> <p>(2) 提出期限 平成28年9月20日（火）午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>8 業務委託予定者の選定方法 資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会の審査を経て業務委託予定者を選定するものとする。</p> <p>9 企画提案競技に関する事務を担当する部局 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当</p> <p>10 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>11 その他</p> <p>(1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競</p>	<p>技に参加する者の負担とする。</p> <p>(4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。</p> <p>12 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Information security cloud systems of Miyazaki Prefecture</p> <p>(2) Proposal submission deadline: 5:00p.m. 20 September, 2016</p> <p>(3) Contact point for the notice: Information Administration Division, General Policy Planning Department Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: +81 985 26 7045</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、川間東地区県営土地改良事業（小林市、畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る土地改良事業計画を定めた。</p> <p>なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成28年8月8日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野 俊 嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類 策定に係る土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧期間 平成28年8月8日から平成28年9月6日まで</p> <p>3 縦覧場所 小林市役所 野尻庁舎 地域整備課内</p> <p>4 その他 この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。</p>
---	--